



～ 新規就農者は農地の確保に非常に苦労しています！～
そこで！・・・

新規就農者「農地確保支援事業」を開始しました！



(公財) 宇都宮市農業公社では、新規就農者育成・確保の一環として、宇都宮市への就農時における農地の確保を支援するため「農地の貸し手から農業公社があらかじめ借受けて一時保有し、新規就農者へ農地の斡旋」を行います。

「事業概要」

1. 内容

園芸作物作付可能な優良農地を、貸し手との協定書締結により農業公社が一時保有、新規就農者のために農地の斡旋を行う。

2. 実施時期

- ・平成29年4月1日～随時対応

3. 農地保有の要件

- ・宇都宮市内の農業振興地域であること
- ・想定される栽培作物や周辺環境を考慮し、適地と判断されること
- ・原則、貸し手が管理すること

※農業公社が一時保有している期間から新規就農者への貸付完了まで貸し手が管理する

- ・新規就農者の支援策であることが、貸し手に了解されていること

4. 新規就農者の要件

- ・就農時、宇都宮市在住の認定新規就農者であること

5. 農業公社が一時保有時の賃借料（管理作業料込み）※10アールあたり

⇒ 年間15,000円～（水田） 5,000円～（畑）

※新規就農者への貸付完了までの期間（1年未満の場合は月割りで支払う）

6. 保有農地面積

- ・200アール



★提供可能な農地所有者様からの情報をお待ちしています！★



お問合せ先

公益財団法人 宇都宮市農業公社

宇都宮市元今泉7丁目10-20

電話: 028(660)2701

FAX: 028(660)2704

